

三番瀬専門家会議設置要綱

(目 的)

第1条 千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）の推進にあたり、科学的な知見が必要となる事項について、学識経験者からの評価・助言を得ることを目的として、三番瀬専門家会議を設置する。

なお、三番瀬専門家会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(評価・助言を得る事項)

第2条 三番瀬専門家会議において評価・助言を得る事項は、次のとおりとする。

- (1) 干潟的環境（干出域等）の形成に関する事項
- (2) 自然環境のモニタリングに関する事項
- (3) その他知事が必要と認める事項

(委 員)

第3条 三番瀬専門家会議は学識経験者の中から知事が指名する者10名以内で構成する。

2 知事は、年度毎に委員を指名する。

(会 議)

第4条 三番瀬専門家会議は、必要に応じて知事が開催する。

- 2 会議の円滑な進行を図るため、委員の互選により座長を選出し、座長が議事を運営する。
- 3 知事は、委員の助言を受けて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 三番瀬専門家会議の事務局は、環境生活部環境政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、三番瀬専門家会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成29年3月31日限りでその効力を失う。

平成 2 7 年度「三番瀬専門家会議」委員一覧

氏 名	所属・役職	分野
岡安 章夫	東京海洋大学大学院 教授	海岸工学
古川 恵太	横浜国立大学 統合的海洋教育・研究センター 客員教授	海洋環境
横山 勝英	首都大学東京 准教授	河川環境
箕輪 義隆	公益財団法人日本鳥類保護連盟 嘱託研究員	鳥類
村上 和仁	千葉工業大学 教授	底生生物
柴田 玲奈	国立研究開発法人 水産総合研究センター 水産工学研究所 主任研究員	水産

(敬称略)